

議案第 8 0 号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
消 防 本 部	特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る審査業務の効率化が図られたこと等により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣 旨】 特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る審査業務の効率化が図られたこと等により、実費に変動が生じたため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号））が改正された。これに伴い、当該条例についても改正をしようとするもの。</p> <p>【関係法令】 地方公共団体の手数料の標準に関する政令 地方自治法第 2 2 8 条</p> <p>【内 容】 特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る手数料の額をおおむね <u>9%引き下げる</u> もの。（別表第 7 6 号エ～キ、同表第 8 2 号ウ～オ、同表第 8 4 号ア及びイ）</p> <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【その他】 現在三田市において、特定屋外タンク貯蔵所等はない。</p>	